

## F P G オンライン取引・電子署名取引一般規約

第1条	(本規約の趣旨)	1
第2条	(用語等)	1
第3条	(お客様からの電子意思表示等)	2
第4条	(お客様への電子意思表示等)	3
第5条	(電磁的方法による提供)	4
第6条	(第三者との契約)	5
第7条	(適用終了)	6
第8条	(取引時確認)	6
第9条	(反社会的勢力との絶縁の保証)	6
第10条	(準拠法・裁判管轄)	7
第11条	(本規約の変更)	7
第12条	(雑則)	7

### 第1条 (本規約の趣旨)

本規約は、日本国内に居住又は所在するお客様が、株式会社F P G (以下「**当社**」といいます。)が運営するインターネット回線を利用したオンライン取引サービス(以下「**本件オンラインサービス**」といいます。)及び電子署名サービス(DocuSign, Inc.が提供するDocuSign eSignature等を含みますがこれらに限られません。以下「**本件電子署名サービス**」といい、本件オンラインサービスと併せて「**本件サービス**」といいます。)を利用して、当社及び当社の子会社(当社と併せて「**当社グループ**」といいます。)との間で、又は、当社グループ以外の第三者との間で、金融商品取引を行うにあたりお客様と当社グループとの間に適用される基本的な権利義務関係を明確にすることを目的として定めるものです。

### 第2条 (用語等)

1. 本規約において「**お客様からの電子意思表示等**」とは、当社グループが取り扱う各種商品及びサービスのお客様との間の取引に関連する、お客様から当社グループへの本件サービスを用いた意思表示、通知、連絡、報告、書面交付等をいいます。
2. 本規約において「**お客様への電子意思表示等**」とは、当社グループが取り扱う各種商品及びサービスのお客様との間の取引に関連する、当社グループからお客様への本件サービスを用いた意思表示、通知、連絡、報告、書面交付等をいいます。

3. 本規約において「**電子意思表示等**」とは、お客様からの電子意思表示等及びお客様への電子意思表示等を併せたものをいいます。
4. お客様が本件オンラインサービスのウェブサイト上で行う本規約への同意、並びに、お客様が提出する「オンライン取引申込書」、「電子署名利用届出書」及びこれらに類する書面（以下総称して「**オンライン取引申込書等**」といいます。）は、当社グループ全体のために当然に効力を有するものとします。
5. 本件サービスを利用した取引を希望するお客様は、お客様からの電子意思表示等により取引の成立に向けた意思表示をするものとし、本件オンラインサービスを利用する場合、契約が成立した旨又は申込内容を承諾する旨を当社グループがお客様への電子意思表示等により通知した時点で、お客様と当該契約の当事者である当社グループ各社との間で契約が成立するものとします。

### 第3条 （お客様からの電子意思表示等）

1. お客様は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、お客様からの電子意思表示等を行うものとします。

- (1) 本件オンラインサービスを用いることを当社グループが指定した場合（本規約により指定されている場合を含みます。）

当社グループの指定により、お客様の口座番号及びパスワード（以下「**ID/PW**」という。）を入力するとともに、以下に定める指定アドレス又は指定電話番号を用いた認証手続（認証コードの入力）を実行してログインした本件オンラインサービスのウェブサイト上のボタンをクリック等する方法、本件オンラインサービスのウェブサイト上の問い合わせフォームの利用その他の同ウェブサイトの機能を利用する方法、又は、以下の定める指定アドレスから当社グループにメールを送信する方法。

- (2) 本件電子署名サービスを用いることを当社グループが指定した場合（本規約により指定されている場合を含みます。）

当社グループの指定により次のメールアドレス（以下「**指定アドレス**」といいます。）を用いた電子署名により行う方法。なお、当該電子署名を行うにあたり所定の認証手続を行うことを当社グループが指定した場合、お客様は、次の電話番号（以下「**指定電話番号**」といいます。）を用いて当該認証手続を行うものとします。

（指定アドレス・指定電話番号）

当社グループ所定のオンライン取引申込書等により又は本件オンラインサービスのウェブサイト上の「口座開設申込みフォーム」等において指定アドレス及び指定電話番号として届け出たメールアドレス及び電話番号。但し、同書提出後に、お客様が本件電子署名サービスを利用して、その時点での指定アドレスを用いて電子署名をしたオンライン取引申込書等を当社グループに提出した場合、又は、本件オンラインサービスのウェブサイト上の変更届で届け出た場合には、これらで届け出た変更後のメールアドレス及び電話番号。

2. お客様からの電子意思表示等は、お客様との間の契約等において書面、郵便その他の特定の伝達手段（伝達先の指定等を含みます。）によると定められているか否かを問わず、本件サービスを用いることを当社グループが指定した場合には、本件サービスを利用して有効に行うことができます。なお、本項及び次条第2項は、お客様との間の契約等において意思表示等の方法として書面等が文言上指定されている場合に、当該意思表示等の方法として一定の電磁的方法も許容されていると合理的に解釈することを排除するものではありません。
3. お客様は、お客様がお客様からの電子意思表示等を行った場合、その都度、当該お客様からの電子意思表示等は、本人、権限ある代表者又は代理人が、法令上並びにお客様（法人等の場合）の定款、その他の内部規則において定められた必要な一切の内部的及び対外的手続きを履行して適切になされたものであり、お客様に有効に効果帰属することを表明し、保証します。この表明保証が不正確であった場合、当該不正確性について当社グループに故意又は重大な過失がない限り、お客様は当社グループの損害損失を補償するものとします。
4. 前項の方法に基づいて行ったお客様からの電子意思表示等の有効性及び電磁的記録の成立の真正性については、お客様は異議を述べないものとします。

#### 第4条 （お客様への電子意思表示等）

1. お客様への電子意思表示等は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める方法により行うことができます。

##### (1) 本件オンラインサービスを利用する場合

当社グループの指定により、当該意思表示等をお客様が閲覧できる本件オンラインサービスのウェブサイトの画面に表示する方法、当該意思表示等を記録した電子ファイルを本件オンラインサービスのウェブサイトからダウンロード可能な状態にして表示する方法、又は、当該意思表示等を記録した電子メールを指定アドレスに送信する等の方法。

(2) 本件電子署名サービスを利用する場合

当該意思表示等にアクセスするための URL を記載した電子メールを、お客様の指定アドレスに送信する方法。

2. お客様への電子意思表示等は、お客様との間の契約等において書面、郵便その他の特定の伝達手段（伝達先の指定等を含みます。）によると定められているか否かを問わず、本件サービスを用いることを当社グループが指定した場合には、本件サービスを利用して有効に行うことができます。
3. お客様は本件オンラインサービスのウェブサイト上の通知、及び、指定アドレスで受信した電子メールを常時確認するものとします。当社グループから本件サービスを利用して送信した電子メールは、その到達が遅延し又は到達しなかった場合にも、通常到達すべき時点に到達したものとみなします。

第5条 （電磁的方法による提供）

当社グループはお客様への電子意思表示等のうち以下の情報又は書面に記載すべき事項を、

①本件オンラインサービスを利用する場合は、

- (a)当社グループ（当社グループとの契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、当該ファイルをお客様又は当社グループの用に供する者を含みます。以下本条において同じです。）の使用する電子計算機とお客様（データセンターその他のお客様との契約によりお客様のファイルを自己の管理する電子計算機に備え置く者を含みます。以下本条において同じです。）の使用する電子計算機とを接続するインターネットその他の電気通信回線を通じて書面記載事項を送信し、お客様の使用する電子計算機に備えられたお客様のファイルに記録する方法、
- (b)当社グループの使用する電子計算機に備えられたファイルに記録された書面記載事項を、インターネットその他の電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供し、お客様の使用する電子計算機に備えられたお客様のファイルに記録する方法、
- (c)当社グループの使用する電子計算機に備えられたお客様のファイルに記録された書面記載事項をインターネットその他の電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法、又は、
- (d)当社グループの使用する電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数のお客様の閲覧に供するため書面記載事項を記録させるファイルに記録された書面記載事項をインターネットその他の電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供す

る方法により

((a)から(d)はいずれも金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項第1号及び信託業法施行規則第30条の6第1項第1号の方法に該当し、(a)及び(b)は企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の3第2項第1号及び宅地建物取引業施行規則第16条の4の8第1項第1号の方法に該当します。)、

②本件電子署名サービスを利用する場合は、同サービスを利用して、当該書面の記載事項を記録した電子ファイルにアクセスするためのURLを記載した電子メールを、お客様の指定アドレスに送信する電磁的方法（企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の3第2項第1号、金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項第1号、信託業法施行規則第30条の6第1項第1号、又は宅地建物取引業施行規則第16条の4の8第1項第1号の方法に該当します。）により、

提供します。

お客様は、当社グループの電磁的方法による提供について、承諾します。ただし、お客様はこれらの電磁的方法による提供に代えて書面の交付を請求することができます。電子ファイルについては、Acrobat Readerの最新のバージョンを使用し、閲覧できるPDFファイルとします。

- ▶ 金融商品取引法第23条の13第5項の少人数私募に係る告知。なお、契約締結前交付書面等の別の書面又は提供情報に含まれることがあります。
- ▶ 同法第34条の2第3項の書面（特定投資家以外の顧客としての取り扱い承諾書）
- ▶ 同法第37条の3第1項の情報（契約締結前交付書面）
- ▶ 同法第37条の4第1項の情報（契約締結時等の交付書面）
- ▶ 信託業法第27条の情報（信託財産状況報告書）
- ▶ 同法第29条第3項の情報
- ▶ 宅地建物取引業法第35条第3項の書面
- ▶ その他、法令諸規則において電磁的方法による提供の対象とすることが可能な書面のうち、当社グループのウェブサイト上に電磁的方法による提供を行う書面として掲げる書面

## 第6条 （第三者との契約）

当社グループが媒介するか否かを問わず、お客様が第三者との間で契約（以下「**対象契約**」といいます。）を締結する手段として、当社グループの指定により本件電子署名サービスを使用する場合であって、契約相手方である第三者がそのオンライン取引申込書等によって届け出た指定アドレスを用いて電子署名をしたとき、お客様に損害損失

(契約相手方である第三者が契約名義人に成りすましたことに起因する損害損失を含みます。)が発生しても、これに対する当社グループの責任は、当社グループに故意又は重大な過失がない限り、対象契約の価格の3%を限度とします。

#### 第7条 (適用終了)

お客様は、当社グループ所定の届出(お客様からの電子意思表示等に含まれるものとし、ます。)を、当社グループの指定する本件サービスを利用して提出する方法(但し、オンライン取引申込書等を書面で提出した場合は書面を提出することもできます。)により以後本規約の適用を終了することができ、この場合、以後、お客様及び当社グループは、本規約第5条に定める電磁的方法による提供を含め、電子意思表示等を行わないものとし、ます。ただし、お客様との間の締結済みの契約等に、本件サービスを利用して電子意思表示等を行う旨が定められている場合には、当該電子意思表示等には本規約を継続して適用するものとし、また、同場合に限らず、本規約における補償、損害賠償責任等、性質上継続して適用すべき規定も適用します。

#### 第8条 (取引時確認)

1. 当社グループは、当社グループ所定の方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認を行います。
2. 前項の取引時確認により当社グループが確認した事項に変更が生じた場合、お客様は、当社グループ所定の方法により変更が生じた事項を届け出るものとし、ます。

#### 第9条 (反社会的勢力との絶縁の保証)

1. お客様は、自己(自己の役員・従業員を含みます。)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団若しくは暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないこと及び次の各号のいずれの関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。

- (1) 反社会的勢力等によってその経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し又は便宜を供与する関係
- (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

2. お客様は、自己（自己の役員・従業員を含みます。）が又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社グループの信用を毀損し、又は当社グループの業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. お客様が第1項又は第2項の規定に違反した場合には、当社グループは本規約を解除することができ、お客様に損害が生じても当社グループは何らこれを賠償又は補償することを要せず、かかる解除により当社グループに損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。

#### 第10条（準拠法・裁判管轄）

本規約の準拠法は日本法とします。本規約に起因又は関連して生じる紛争は、紛争の対象となった電子意思表示等について別途の専属的合意管轄裁判所又は仲裁の合意がない限り、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決します。

#### 第11条（本規約の変更）

1. 当社グループは、お客様一般の利益に適合する限り、又は、本規約の目的に反せず、かつ合理的な変更である限り、あらかじめお客様の承諾を得ることなく、次項に定める方法により、本規約を変更できるものとします。
2. 本規約を変更する場合、当社グループは、あらかじめ本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生日を書面、本件サービスを用いた通知（本件オンラインサービスのウェブサイトの画面上の表示を含みます。）、電子メール、ウェブサイトにおける掲示その他の適切な方法によりお客様に周知します。

#### 第12条（雑則）

1. お客様は、その氏名・名称・住所等その他当社グループが指定する事項を当社グループに正しく申告するものとし、また、申告した事項が変更された場合変更後の事項を速やかに申告するものとし、当社グループが求めた場合にはこれらを証明する書類を提出

するものとし、お客様がこれらの義務に違反する場合、当社グループは本規約及び本件サービスを利用して締結した契約を解除できるものとし、

2. 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるお客様は、法定代理人の事前の同意を得ずに本件サービスを利用することはできません。
3. お客様は、電子意思表示等のためにお客様に必要となる機器、ソフトウェア、通信回線等を自らの費用と負担により用意し、これらを適切に管理し、情報漏えい等のセキュリティ対策を講じるものとし、お客様は、機器等に障害が生じたときは、速やかにその旨を当社に通知するものとし、
4. お客様は、ID/PW、指定アドレス、指定電話番号等の電子意思表示等に用いる情報及び端末等を適切に管理し、無権限者による利用を防ぐ措置を講じるものとし、法人のお客様に発行された ID/PW は特定の取引担当者に宛てて通知しますので、お客様は当該取引担当者に ID/PW を適切に管理させ、無権限者による利用を防ぐ措置を講じるものとし、お客様は、無権限者による利用が行われた場合又はそのおそれがある場合（ID/PW 等の情報が漏えいした場合を含みます。）、及び、取引担当者を変更した場合には、速やかにその旨を当社に通知するものとし、無権限者が利用した場合、お客様の損害損失に対する当社グループの責任は、当社グループに故意又は重大な過失がない限り、無権限者による取引の価格の 3% を限度とし、
5. 当社は、取引担当者に変更された旨の通知を受けた場合、発行済みの ID/PW のうちパスワードを失効させ、所定の審査後再発行したパスワードを新しい取引担当者に宛てて通知します。再発行したパスワードが通知されるまで、お客様は本件オンラインサービスを利用できません。
6. お客様は、電子意思表示等の記録を速やかにダウンロードするなどして保管するものとし、当社はその裁量により、本件サービスにおける電子意思表示等の記録を、個別にデータ削除し、又は本件サービスの利用を終了することにより全体としてデータ削除することができ、その結果お客様が当該記録をダウンロードできなくなったとしてもお客様はこれに異議を述べないものとし、当社グループは、本規約第 7 条により本規約の適用を終了した場合、本条第 1 項又は本規約第 9 条により本規約を解除した場合、無権限者による利用その他の本件オンラインサービスが不正利用されるおそれがあると判断した場合その他の事由がある場合には、お客様の ID/PW を停止又は失効させるなどして本件オンラインサービスのウェブサイトへのアクセスを制御することができ、また、同第 5 条①(c)及び(d)の方法により電磁的方法により提供した書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、これを消去することができるものとし、これらの措置によるお客様の損害損失に対する当社グループの責任は、当社グループに故意又は重大な過失がない限り、これらの措置が講じられる直

近 1 年間のお客様の本件オンラインサービスを利用した全ての取引の価格の 3 %を限度とします。

7. 電子意思表示等を用いるのは、当社グループが指定した取引等に限られ、書面により取引等する場合にはお客様に印紙税等の費用負担が生じることがあります。
8. 天災、人災、公的機関の措置、当社が合理的なセキュリティ対策を講じたにもかかわらず発生した機器等の障害、電力の供給停止、通信回線の不通、本件サービス自体の提供停止その他不可抗力により、電子意思表示等又は対象契約の締結を適時に行うことができなかつた場合も、当社は責任を負わないものとします。
9. 当社グループは、お客様の情報を、電子意思表示等又は対象契約の締結に必要な範囲で本件サービスに係る役務提供事業者（株式会社トレードワークス、株式会社 Liquid 及び DocuSign, Inc.を含みますがこれに限りません。）に、並びに、取引開始の審査手続及び取引開始に関するお客様へのご連絡、お客様と当社グループとの取引を管理する事務（当社グループの適切な業務・経営管理を行う事務を含みます。）、並びに当社グループの取扱い商品のご案内に必要な範囲で当社グループの他社に、それぞれ開示できます（株式会社 F P G、株式会社 F P G 証券及び株式会社 F P G 信託が、各社が現在までに取得し、又は将来において取得するお客様に関する情報（過去のお取引の内容、今後のお取引の予定、お取引時期等の金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 12 号に定める「非公開情報」を含みます。）を、情報漏洩防止等に十分留意した上で適切な方法により、また、各社の機密保持・情報管理に係る規程等に従い、情報の安全管理に万全を期することを条件に、相互に提供し、共有することを含みます。）。加えて、当社グループは法令等に従って開示をする必要がある場合その他正当な事由がある場合には、お客様の情報を開示できるものとします。お客様は、上記「非公開情報」を株式会社 F P G 証券がその親子法人等との間で授受することについての同府令第 153 条第 1 項第 7 号イの同意を、本件オンラインサービスにログイン後「お問い合わせ」を選択し、又は、本件電子署名サービスを用いて、非公開情報の授受への同意を撤回する旨申し出ることにより取り下げることができます。この場合、同同意の効力は将来に向かって失われるものとし、以後当社グループが取得するお客様の非公開情報の授受は行われぬものとします。そのため、お客様の本件サービスの利用が制限されることがあります。ただし、取下げの時点で当社グループが受領済みの情報については、引き続き適切な管理をした上で保有し、当該情報を利用して取引の勧誘等が行われることがあります。
10. お客様は、お客様を当社グループに紹介した紹介元（その承継者を含みます。）がある場合、紹介元における顧客の紹介状況等の把握のため、当社グループが紹介元へ、紹介元が指定する外部 IT サービス経由を含め、お客様との商談に関する情報を提供できる

ことを確認します。

11. お客様は、本件サービスに掲載され又は付帯する情報の転載、複製、転送、改変又はリバースエンジニアリング等を行わないものとします。
12. 電子意思表示等又は対象契約の締結のために本件サービスの提供事業者を支払う費用は当社グループが負担します。
13. お客様が日本国内に居住又は所在しない場合、本件サービスを利用することはできません。
14. 当社グループは、本件サービスの提供を中止、中断又は内容等の変更をすることができます。

以上

制定 2024年4月8日

改定 2024年11月25日

改定 2025年4月1日

改定 2025年8月1日